

## (1) 茶

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:2~3t/10a) ※ 土壌診断に基づくもの	/	/
化学肥料低減技術	① 肥効調節型肥料施用技術 ② 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量  66.1kg/10a以下	94.4kg/10a
化学農薬低減技術	① 機械除草技術 ② 生物農薬利用技術 ③ 天然物質由来農薬利用技術 ④ フェロモン剤利用技術	化学農薬使用回数(成分数)  12回以下	16回

### 【その他留意事項】

- 窒素肥料の過剰が問題になっているので、窒素肥料の低減に努める。